

基本計画（案）

第1章 住民とともに進めるまちづくり

第1節 人づくり

(1) 現状と課題

- ① 自治区や各種団体など、地域コミュニティの形成に大きく影響する組織では、高齢化や自治区加入率の低下などにより、地域活動やボランティア活動の担い手が不足しています。地域の住民が主体となったまちづくりを推進するため、自治区や各種団体の活動を支援し、担い手となる人材の確保や発掘・育成に取り組んでいく必要があります。
- ② 未来の芦屋町の担い手である子どもたちの育成については、これまでも、学校教育事業や社会教育事業、教育・保育施設への支援などさまざまな取り組みを実施してきました。今後も、学力向上はもとより、ふるさとに愛着と誇りを感じ、豊かな心を持った子どもたちの育成に取り組んでいく必要があります。
- ③ 芦屋町の漁業・農業・商業・観光といった産業の担い手は、高齢化や後継者不足といった問題を抱えています。地域産業の担い手は、住民の生活利便性や地域コミュニティの核としての役割を果たし、地域の発展に欠かせない存在です。このため、各種関係団体と連携し、産業の担い手の育成・指導・支援に取り組んでいく必要があります。
- ④ 人口減少と高齢化が進行する芦屋町では、あらゆる分野における担い手の確保・次世代への継承が喫緊の課題となっています。
- ⑤ さまざまな分野における事業に意欲を持って参画する担い手を確保するためには、人材の発掘が必要不可欠です。このためには、各取り組みの実施内容や成果を発信し、参画する人の裾野を広げることが求められています。

(2) 基本方向

地域コミュニティ、教育、福祉、産業などのまちづくりのあらゆる分野において、その発展と課題解決を担う人材が継続的に確保されるよう、住民一人ひとりの個性や能力が磨かれ、活躍につながる環境づくりに取り組むとともに、各分野において求められる人材や担い手の育成や発掘に努めます。

(3) 主要施策

1) 人財育成・発掘

- ① まちづくりのさまざまな分野において意欲を持って活動する人材や担い手を継続的に確保するため、関係団体や関係機関などと連携し、取り組み内容や成果などの情報発信に努めます。
- ② まちづくりに関心や意欲のある住民に対し、相談や学習機会の提供などにより能力開発を支援するとともに、取り組む人同士のネットワークづくりなどを進めます。
- ③ 各政策分野の施策との連携を図りながら、若者や高齢者、障がい者、外国人を含む住民一人ひとりの能力が、性別にとらわれずに活かされ、活躍できる環境づくりを推進します。
- ④ 地域住民や関係者とともに課題解決や活性化などに取り組むため、関係人口（芦屋町に関心や関与を持つ町外居住者）の創出・拡大などを図ります。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	ボランティア活動センターにおける相談件数	令和元年度	1,257件	1,650件 (5年平均)
	出前講座の実施講座数	令和元年度	21回	24回 (5年平均)

第2節 地域づくり

(1) 現状と課題

- ① これまで「協働のまちづくり」をテーマにさまざまな取り組みを進めてきましたが、今後も、住民と行政がお互いの役割を分担し、あらゆる分野において連携や協力する必要があります。
- ② 芦屋町においては、住民参画まちづくり条例や住民参画推進会議の設置により、協働のまちづくりを推進するための基本的なルールと仕組みは整っています。
- ③ 今後、人口減少や少子高齢化が進行していく中で、住民・議会・行政が今まで以上に自らの役割と責務を自覚し、その役割を果たすことが重要です。このためには、まず、職員自らが住民参画に対する正しい理解を深める必要があります。
- ④ 住民との協働を進めるうえで重要な情報発信・情報共有の手段として、広報あしや、ホームページ、SNS、町長への手紙、出前講座など広報・広聴事業などに取り組んでいます。
- ⑤ 地域コミュニティの核となる自治区については、これまで加入促進に努めてきましたが、高齢化による自然減の影響もあり、加入率は低下傾向にあります。また、各自治区の役員の担い手が不足している状況です。
- ⑥ 自治区と職員との交流や自治区活動支援を目的として、自治区担当職員制度を設け、実施してきました。今後もこの制度を通じて、行政と地域の連携を強めていく必要があります。
- ⑦ 協働のまちづくりの積極的な展開を図っていくため自治区活性化促進会議を設置し、行政と住民とが連携したまちづくりの推進に向けた取り組みを行っています。また、各自治区では自治区活性化交付金を活用した事業を通して地域コミュニティの醸成に努めています。
- ⑧ ボランティア活動センターでは、活動団体の支援やボランティアを求める人とやりたい人を結びつけるコーディネート機能や、まちづくりを支える人材の発掘・育成に努めています。

(2) 基本方向

情報の積極的な公表と町職員の意識改革に努め、ボランティア活動の支援などを通じ、あらゆる分野で協働のまちづくりを進めるとともに、暮らしやすい地域をつくるため自治区担当職員制度による支援などにより、自治区の活性化に取り組みます。

(3) 主要施策

1) 住民との協働

- ① 行政と住民による協働のまちづくりを推進するため、情報のわかりやすい提供とともに情報共有を積極的に行います。
- ② 芦屋町住民参画まちづくり条例に基づき、町職員の意識改革に努め、あらゆる分野で住民の参画を行います。

2) 地域コミュニティの推進

- ① 自治区の活性化や加入率の向上のため、自治区活性化促進会議の活用とともに効果的な施策を検討・実施し、自治区活動を支援します。
- ② 暮らしやすい地域づくりの実現のため、出前町長室や出前講座などにより自治区や住民と情報共有を行うとともに、区長会と連携し、地域の課題の解決に取り組みます。
- ③ 町職員が地域の活動に参加し、住民による自主的な地域づくりの支援と住民との情報交換のため、自治区担当職員制度の推進に取り組みます。
- ④ 老人クラブなど地域で活動する住民主体の各種団体の活動を支援します。

3) ボランティア活動の支援

- ① ボランティア活動センターを中心に、まちづくりを支える人材の発掘や育成を行います。
- ② 社会福祉協議会などと連携し、ボランティア団体やボランティアが効果的に活動できるよう情報提供やコーディネートなどの支援を行います。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	【コミュニティ活動状況調査】 「まちづくりへの住民参画・協働」に関する満足度の構成比	令和元年度	45.2%	46.2%
2	自治区加入率	令和元年度	56.7%	57.3%
	出前講座の実施講座数	令和元年度	21回	24回 (5年平均)
3	ボランティア登録団体数	令和元年度	47団体	52団体
	ボランティア活動センターにおける相談件数	令和元年度	1,257件	1,650件 (5年平均)

第1節 安全・安心

(1) 現状と課題

- ① 防災対策については、あらかじめ被害の発生を想定したうえで、その被害を低減させていこうとする「減災」という考え方が重要です。
- ② 地域のきめ細かな防災体制づくりとして自治区を軸とした自主防災組織の設置を進め、現在26区で組織化されています。今後は、自主防災組織を全自治区に設置し、自主防災組織を中心とした、地域に根ざした防災体制の強化を図り、地域で協力し合う「共助」の取り組みを推進することが課題となっています。
- ③ 防災については、防災資機材などの整備・拡充に努めてきましたが、今後も引き続き推進していく必要があります。また、マイタイムラインやハザードマップの周知などを通じ、防災意識や災害時の適切な避難行動などの啓発を図ることが重要です。
- ④ 自力で避難することが困難な高齢者などの情報を事前に把握し、平常時から地域住民の見守りや関係構築を図り、災害時に円滑な避難支援ができるようにする必要があります。
- ⑤ 空家対策として、老朽危険家屋等解体補助金などを活用し、所有者に対して除却などを含めた適正管理を促してきました。しかし、今後も空家などの増加が見込まれることから、継続して取り組む必要があります。
- ⑥ 急傾斜地対策として、梅林公園周辺急傾斜地改修事業や花美坂法面整備事業などといった安全対策を実施してきました。引き続き地域住民や道路利用者の安全を確保する取り組みを推進する必要があります。
- ⑦ 消防については、消防団員の定数確保と団員の入れ替わりに伴う訓練などによる資質の向上が課題となっています。また、円滑な消防活動を実施するため、消防車両の整備を図っていく必要があります。
- ⑧ 防犯対策として、芦屋町自治防犯組合と折尾警察署が協働で夜間パトロールを実施しています。また青色回転灯装備車（青パト）により毎週、小学校の登下校時間帯にパトロールを実施しています。
- ⑨ 犯罪抑止や事件・事故の早期解決を目的として、防犯カメラの設置を行ってきました。今後も防犯環境の整備を進めていくとともに、防犯意識の高揚を図る必要があります。

- ⑩ 消費者相談は、年々増加傾向にあるとともに複雑化しています。このため、今後もよりきめ細やかな支援を推進していくことが重要です。
- ⑪ 交通事故件数は遠賀郡内と比べ少ない傾向にありますが、今後も交通安全の啓発活動や通学路の安全対策などに取り組む必要があります。

(2) 基本方向

災害などから住民の生命や財産を守るため、自主防災組織の充実・強化や消防力の向上に取り組むとともに、犯罪や悪徳商法などの被害防止、交通安全に対する啓発などを進め、安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

(3) 主要施策

1) 防災対策の充実

- ① 「芦屋町地域防災計画」について、定期的に見直しを行います。
- ② 災害に備え、地域住民で助け合う自主防災組織の充実・強化を図り、計画的に防災訓練を実施します。
- ③ 災害時の緊急情報を適時適切に行うため、戸別受信機を全戸に設置するとともに、災害発生時の対策として、防災資機材、備蓄品などの整備に取り組みます。
- ④ 急傾斜地、河川、海岸などの危険箇所の把握や「芦屋町地域強靱化計画」に基づき、国・県など関係機関との協力を得ながら、計画的な安全対策を推進します。
- ⑤ 「防災の日」や「全国火災予防運動」などの機会を利用した住民の意識啓発とともに、ハザードマップの周知などを通じて、防災知識の普及に取り組みます。
- ⑥ 航空自衛隊芦屋基地とは、引き続き防災活動、災害時の避難支援、受け入れなどの連携を強化します。
- ⑦ 避難行動要支援者名簿を更新し、平常時から地域住民の関係構築を図るとともに、災害時に円滑な避難支援が行われるようにします。
- ⑧ 「芦屋町空家等対策計画」に基づき、芦屋町空家・空地バンクの運用等による空家などの活用や各種補助制度の利用推進、特定空家の除却を進め、空家などの適正管理を行います。

2) 消防の充実

- ① 消防力向上のため、消防団員の確保に努めるとともに、後方支援の役割を担う女性防火・

防災クラブの取り組みを支援します。

- ② 県消防学校への入校や訓練内容の充実により、消防団員の資質の向上に取り組みます。
- ③ 消防設備・備品の充足・整備を行います。

3) 防犯対策

- ① 広報紙や町ホームページを通じた啓発活動により、住民一人ひとりの防犯意識の高揚に取り組みます。
- ② 防犯パトロールや、登下校時の青色回転灯装備車(青パト)によるパトロールの強化など、自治防犯組合や各種団体との連携により地域ぐるみの防犯活動を行います。
- ③ 芦屋町防犯カメラ設置補助金制度の推進により、防犯環境の整備を進め、犯罪の抑止力向上に取り組みます。
- ④ 消費者保護を図るため、情報提供や啓発、出前講座の活用などによる消費者教室を実施するとともに、被害の多い高齢者などのため、地域や福祉ボランティアなどとの連携によるきめ細かな支援に取り組みます。
- ⑤ 専属の消費者相談員の配置により、相談がしやすい環境を維持します。

4) 交通安全対策

- ① 警察や交通安全協会と連携し、交通安全運動の実施や広報活動などによる啓発に取り組みます。
- ② 地域、学校での交通安全教室・講習会の開催や交通安全指導の充実に取り組みます。
- ③ 通学路における児童・生徒の安全対策を行うとともに、学校や自治区、青少年健全育成町民会議などと連携し、通学時の防犯・交通安全対策を実施します。
- ④ 高齢者による交通事故を防ぐため、高齢者運転免許証返納者支援事業を促進します。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	【コミュニティ活動状況調査】 「地震や風水害などの防災対策」に関する満足度の構成比	令和元年度	56.0%	61.0%
	避難行動要支援者名簿の新規対象者の同意書回収率	令和元年度	39.5%	50.0%
2	【コミュニティ活動状況調査】 「火事などの消防対策」に関する満足度の構成比	令和元年度	81.7%	86.7%
3	町内での街頭犯罪発生件数	令和元年度	17件	12件
4	町内での交通事故(人身事故)発生件数	令和元年度	41件	30件
	通学時における交通事故件数	令和元年度	0件	0件

第3章 子どものびのびと育つまち

第1節 子ども・子育て支援

(1) 現状と課題

- ① 「子ども一人ひとりが輝き 親も地域も子育てするまち」をめざして、令和2年3月に「第2期芦屋町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後は、この計画に基づいて、子ども自身や子育て世帯が安心して暮らせるよう、また、地域全体が一緒になって子育てを支えていける環境づくりに努める必要があります。
- ② 平成29年3月に開設した子育て世代包括支援センターでは、保健師により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を実施しています。
- ③ 子育て支援センター「たんぼぼ」では、指定管理者制度により、民間事業者のノウハウを活かした未就学児の子育て支援、利用者に寄り添う相談支援が行われています。
- ④ 共働き世帯の増加や就労形態の多様化、女性の社会進出への機運の高まりなどにより、教育・保育のニーズは高まっており、安心して子どもを預けて働くことができる環境づくりが求められています。
- ⑤ 子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、芦屋町では医療費や通学費の助成などを行っています。
- ⑥ 近年、児童相談所や町に寄せられる虐待通報は増加傾向にあり、児童虐待への対応や予防に向けた取り組みが求められています。
- ⑦ 障がいのある子どもやひとり親家庭の子どもが、障がいの有無や家庭環境に左右されずに、子どもの権利が尊重されて生活できるよう、支援を強化する必要があります。
- ⑧ 芦屋町の特別支援教育（すくすく発達相談事業、巡回相談事業など）については、福岡県内でも高い水準となっています。今後も幼児期からの支援とともに、家庭や地域も含めた町全体で取り組んでいく必要があります。
- ⑨ 保育の質の向上や経費削減などのため、緑ヶ丘保育所は、令和元年度に指定管理者へ施設を譲渡し、完全民営化しました。山鹿保育所についても令和5年度に完全民営化を予定しています。

(2) 基本方向

子育て世代包括支援センターを拠点とした子育て世代への支援や、各種補助制度による子育て世帯の経済負担の軽減を図るとともに、幼児教育・保育環境の充実をはじめ、特別な支援が必要な子どもへの適切な支援を行うなど、子育て世帯が暮らしやすいまちをめざします。

(3) 主要施策

1) 子ども・子育て支援の充実

- ① 「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援施策の推進・充実に取り組めます。
- ② 子育て世代包括支援センターにおいて、子育てに関する相談業務のワンストップ化を推進し、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して総合的な相談支援を行います。
- ③ 子育て支援センター「たんぽぽ」において、各種事業との連携や効果的な情報発信、子育て家庭への支援を充実させ、安心して子育てができる環境をつくれます。
- ④ 小学生を対象とした放課後児童クラブについて、利用者ニーズに対応したサービスの提供を行います。
- ⑤ 町単独の子ども医療制度や小・中・高校生などへの通学費補助制度などにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ⑥ 新たに定住する子育て世帯に対し民間賃貸住宅家賃補助制度による経済的負担の軽減を図り、人口増や活力あるまちづくりを推進します。
- ⑦ 子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の補助などについて検討します。
- ⑧ 子ども家庭総合支援拠点の整備推進などにより、児童虐待への対応を強化します。
- ⑨ 障がいのある幼児、児童・生徒へ適切な指導や必要な支援を行います。
- ⑩ 保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校や町の関係各課などが連携し、幼児期からの特別支援教育に取り組めます。

2) 幼児教育・保育

- ① 必要な人が教育・保育施設を利用できるよう保育所・幼稚園・認定こども園などの利用定員を確保します。

- ② 保育所の民営化の推進や保育所（園）・幼稚園・認定こども園の施設の充実により、教育・保育の充実に取り組みます。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	【コミュニティ活動状況調査】 「児童福祉、子育て支援の充実」 に関する満足度の構成比	令和元年度	74.0%	79.0%
	合計特殊出生率	平成25～29年 度までの5年 平均	1.77	1.85
	子育て支援センター年間利用者 数	令和元年度	7,461人	9,000人
2	待機児童数	令和元年度	0人	0人

第2節 学校教育

(1) 現状と課題

- ① 価値ある夢・希望・志を持ち、地域社会と関わりながらよりよい人生を送る子どもの育成を目指し、「芦屋町教育大綱」に基づき、各種施策を展開しています。
- ② 芦屋町の学校教育における学力の向上については、小学4年生までの35人学級や少人数学習、ジョイントカリキュラムによる小中連携、中学校のイブニングスタディなど教育力向上に取り組んでいます。
- ③ ICT環境については、福岡県内でもトップクラスの整備を進めていますが、国が進める「GIGAスクール構想の実現」に向け、さらなる学習環境の整備などに取り組んでいくことが重要です。
- ④ スクールソーシャルワーカーや不登校対策指導員を配置し、不登校児童・生徒への支援を行っています。
- ⑤ 学校・家庭・地域が連携して、豊かな心の醸成、体力づくり、シビックプライドの醸成などに取り組んでいます。
- ⑥ 学校施設については、空調整備が完了し、今後は「芦屋町学校施設等長寿命化計画」に基づく計画的な改修を進めていく必要があります。

(2) 基本方向

将来を担う子どもたちが、確かな学力や豊かな心を身に付けることができるよう、小中一貫教育やタブレットなどを活用したICT教育に取り組みます。また、教育環境の充実のため、学校施設の計画的な改修や整備を進めます。

(3) 主要施策

1) 学力の向上

- ① 小学校4年生までの35人学級や、中学校3年生を対象とした放課後の特別授業（イブニングスタディ）を実施し、きめ細かな学習指導を行います。
- ② 小中学校9年間にわたり、計画的、継続的な教育指導を展開するため、小中一貫教育を行います。
- ③ 「生きた英語」を学ぶことができるよう、ALT（外国語指導助手）の配置・活用による英語教育の充実に取り組みます。

- ④ 児童・生徒の現状を把握するため、学力テストの分析結果に基づき、適切な指導を行います。
- ⑤ 授業の研究・発表や小中授業交流会を通して、教職員の資質・指導力の向上に取り組みます。
- ⑥ タブレットなどを活用したICT教育を行います。

2) 豊かな心・健やかな体の育成

- ① スクールソーシャルワーカーや不登校対策指導員による児童・生徒へのきめ細やかな支援を行います。
- ② 児童・生徒の健康な体づくりのため、栄養バランスのとれた美味しい学校給食を提供し、残食ゼロに取り組みます。
- ③ 語先後礼の挨拶の徹底を通して、礼儀正しい子どもの育成に取り組みます。
- ④ 校歌や芦屋釜の里での呈茶体験から学校や地域の歴史を学ぶことを通して、シビックプライドの醸成に取り組みます。
- ⑤ 体力アップシートを活用し、運動の日常化に取り組みます。

3) 学校施設・教育環境の充実

- ① 児童・生徒が安全な環境で学べるよう、建具の更新をはじめ、老朽化に伴う学校施設の整備を計画的に進めます。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数 小学校：国語、算数 中学校：国語、数学	令和元年度	2 教科	4 教科
	町独自に実施する学力テスト (英語)において、県平均を上回った学年 中学校：3 学年	令和元年度	1 学年	3 学年
2	【コミュニティ活動状況調査】 「学校教育と就学前教育の充実」に関する満足度の構成比	令和元年度	72.8%	75.5%
	不登校児童・生徒の数	令和元年度	17 人	15 人
	全国体力・運動能力調査の総合評価(5段階評価)において、A・Bの割合が全国平均を上回った学年 男子：小学校5年、中学校2年 女子：小学校5年、中学校2年	令和元年度	4 学年	4 学年
3	学校建具改修率	令和元年度	0.0%	50.0%

第1節 社会福祉

(1) 現状と課題

- ① 社会保障制度に基づく公的なサービスだけでは対応できないニーズに対し、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支援し合う仕組みを築き上げていくために、「第2次芦屋町地域福祉計画」に基づき「自助」「共助」「公助」の視点で取り組んでいます。
- ② 団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護の連携、介護保険サービスの充実などに取り組む地域包括ケアシステム^{*}の深化、推進が求められています。
- ③ 「芦屋町高齢者福祉計画」に基づき、配食サービス事業や地域包括支援センターを中心とした総合相談の実施など、高齢者の生活支援に取り組んでいます。また、介護予防に重点を置いた取り組みを進めており、身近なところで気軽に参加できる自治区公民館体操などの実施や体操サポーター養成講座などを通じた住民の自主的な活動を支援しています。
- ④ 高齢者が安心していきいきと暮らしていくためには、高齢者の交流や社会参加の促進が重要です。このため、老人クラブへの活動支援や指定管理者制度による老人憩の家の運営を行っています。現在、老朽化が進む老人憩の家については、「芦屋町公共施設等総合管理計画」や今後の町の将来人口などを見据え検討していく必要があります。
- ⑤ 障がい者を取り巻く環境は、高齢化の進行、障がいの重度化・重複化などに伴い大きく変化しています。平成25年の障害者総合支援法の施行により、障がいのある人に対する自立支援や権利擁護に加え、地域社会での共生や、社会的障壁^{*}の除去、差別や偏見のない、支え合う地域社会へ向けた支援に取り組むことが求められています。

(2) 基本方向

誰もが自分らしく安心して、いきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、一人ひとりが必要とする支援の充実や合理的な配慮を図るとともに、「共助」を中心とした地域福祉を推進し、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

(3) 主要施策

1) 地域福祉の推進

- ① 地域住民、地域課題の解決に向け取り組む住民主体の各種団体、社会福祉協議会などと連携し、「共助」を中心とした地域福祉の実現のため、互いに助け合い、支え合う地域づくりに取り組みます。

- ② 「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進します。

2) 高齢者福祉の充実

- ① 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの強化に取り組みます。
- ② 健康寿命の延伸をめざし、介護予防事業のさらなる充実に取り組みます。
- ③ 身近な地域で交流や介護予防ができるよう、住民主体の通いの場の取り組みを支援します。
- ④ 高齢者の長寿を祝い、敬老意識の高揚に取り組みます。
- ⑤ 老朽化の進む老人憩いの家のあり方を検討し、建替えなどを進めます。

3) 障がい者福祉の充実

- ① 障がい者の自立した日常生活を支援するため、一人ひとりのニーズを把握し、最適なサービスの提供に取り組みます。
- ② 芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現のため、啓発や合理的配慮の促進などに取り組みます。
- ③ バリアフリーやユニバーサルデザインを推進し、誰にとっても利用しやすい公共施設の整備に取り組みます。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	【地域福祉計画策定時アンケート（福祉のあり方を問う設問）】 「福祉は、行政と住民が協力しながら地域で支え合う組織づくりをすべき」と選択した人の割合	令和元年度	76.0%	81.0%
2	【コミュニティ活動状況調査】 「高齢者福祉」に関する満足度の構成比	令和元年度	65.7%	68.0%
3	【コミュニティ活動状況調査】 「障がい者福祉の充実」に関する満足度の構成比	令和元年度	59.0%	64.0%

第2節 健康づくり

(1) 現状と課題

- ① 食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病が増加しています。生活習慣病の予防には特定健康診査、がんの早期発見にはがん検診の受診がきわめて重要であるため、保健指導や栄養指導により生活習慣改善や重症化予防、適切な医療機関への受診勧奨を行っていくことが必要です。
- ② 特定健康診査の受診率を高めるため、集団健診を平日毎日行うなど健診が受けやすい体制づくりを進めるとともに、特定健診受診率向上事業を活用した受診勧奨などを行っています。しかし、受診率は緩やかな伸び率にとどまっています。
- ③ 予防接種は、病気の重症化を防ぐ上では重要ですが、幼児期の接種率は高いものの、学童期や高齢期における接種率が低く、接種率の向上に取り組む必要があります。
- ④ 乳幼児と母親の健康増進を図るため、妊婦と面談し保健指導や栄養指導を行うほか、早産や低体重児の出生を予防するための妊婦健診や妊娠中・出産後の歯と口の健康を守るための妊産婦歯科健診に取り組んでいます。
- ⑤ 国民健康保険事業は、産業・就業構造の変化や高齢者人口の増加などに伴い、保険税が減少する一方で医療費は増加するなど、厳しい財政運営が続いています。このため、国保財政責任主体である福岡県とともに、財政健全化に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- ⑥ 急速に進む高齢化や疾病構造の変化などに伴い、住民の医療に対するニーズはさらに多様化、高度化しています。また、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの新たな感染症の発生、食中毒などによる住民の健康や生命の安全を脅かす事態も懸念されており、地域住民に対して安全で安心な医療を提供していくことが求められています。

(2) 基本方向

住民一人ひとりの健康に対する意識啓発を進めるとともに、各種健診（検診）に対する受診勧奨を図りながら、健やかで心豊かな生涯を送ることができるよう健康づくりに取り組みます。

また、芦屋中央病院を核として、町内の医療機関や介護・福祉施設などと連携を図り、地域医療体制の充実に努めます。

(3) 主要施策

1) 健康づくりの推進

- ① 健康教室、家庭訪問などを実施して生活習慣を見直す機会を提供し、住民一人ひとりの健康づくりを支援します。

- ② 乳幼児期から高齢期までの各期において、予防接種を実施し健康の増進を図ります。
- ③ がんの早期発見や生活習慣病の予防のため住民健診（検診）を実施するとともに、啓発や受診勧奨の徹底、関係機関との連携などにより受診率の向上を図ります。
- ④ 妊婦健診や妊産婦歯科健診、出生児の全戸訪問や出産後の母体の健康管理や乳幼児健診など、乳幼児と母親の健康の増進に取り組みます。

2) 国民健康保険事業

- ① 特定健康診査の受診率向上に努め、特定保健指導などの徹底により医療費の削減に取り組みます。
- ② 適正な保険税の賦課・徴収や資格管理を徹底し、健全な国民健康保険事業の運営に取り組みます。

3) 地域医療の充実

- ① 芦屋中央病院を核とした、町内の医療機関や介護・福祉施設との連携により、地域医療体制の充実を図ります。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	【コミュニティ活動状況調査】 「健康づくり事業の充実」に関する満足度の構成比	令和元年度	81.9%	82.0%
	定期予防接種の接種率	令和元年度	67.5%	70.0%
	がん検診受診率 (胃がん・肺がん・大腸がん受診率の平均)	令和元年度	10.6%	15.6%
2	特定健診受診率	令和元年度	33.8%	60.0%
3	【コミュニティ活動状況調査】 「地域医療の充実」に関する満足度の構成比	令和元年度	59.3%	60.8%

第1節 農業

(1) 現状と課題

- ① 我が国の農業は、農業従事者の高齢化、耕作放棄の拡大、海外からの農作物の輸入増加などの問題を抱え、経営は厳しい状況におかれています。これらの状況は芦屋町においても同様です。
- ② 芦屋町では水稻、青ねぎ、キャベツ、ほうれんそう、赤しそなどが生産され直売所への出荷や学校給食への供給など、地産地消が進んでいます。また、田屋ねぎ（かおりっこ）、赤しそ（芳香しそ）はブランド化されています。
- ③ 農業の担い手の育成支援として、農業次世代人材投資金や機械導入などの支援を行っていますが、認定農業者*の高齢化による離農などによりさらなる減少が見込まれています。
- ④ 相続などにより農地所有者は複雑化し、遊休農地が増加しています。荒廃化が進むと農地への再生が困難になることから、農地所有者に対し適正な管理を促すことが重要です。また、担い手のいなくなった農地は農地中間管理機構制度を活用し集積・集約化を図る必要があります。
- ⑤ 農業基盤整備には多大な経費が伴うことから国・県の補助事業の活用を図りながら計画的に進める必要があります。
- ⑥ 環境保全型農業の推進を図るため、レンゲ・菜の花の種子助成を行っています。今後も周辺景観に配慮して取り組む必要があります。

(2) 基本方向

農業経営の安定化や担い手の育成のため、「人・農地プラン」の実質化を推進し、農地の集約化や有効利用などを図ります。また、農道や農業用水路などの農業基盤の整備を計画的に進めます。

(3) 主要施策

1) 担い手の育成支援

- ① 地域農業における中心経営体や将来ビジョンを明確にする「人・農地プラン」の実質化を推進し、地域農業経営の安定化を図ります。
- ② 農業後継者や新規就農者など意欲ある担い手の育成支援を行うとともに、農地の適正管理・指導を徹底することで、担い手への利用集積を図ります。

2) 農地の有効利用と農業基盤整備

- ① 農業用水路、ため池など農業基盤の計画的な整備に取り組みます。
- ② 農地中間管理事業を活用し、遊休農地の有効利用の促進を図ります。
- ③ 農地と周辺景観の環境に配慮した農村づくりを行います。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	認定農業者数	令和元年度	13人	14人
2	遊休農地面積	令和元年度	9.1ha	3.7ha

第2節 水産業

(1) 現状と課題

- ① 芦屋町の漁業者は高齢化や後継者不足、水産資源の減少や燃油の高騰などを背景とした経営悪化などの問題を抱え、厳しい状況にあります。漁業協同組合などの関係団体と連携を図り、担い手の確保や水産資源の持続的利用に向けた取り組みを支援する必要があります。
- ② 芦屋町の漁業基地は芦屋港と柏原漁港の2箇所があり、双方とも小型漁船による沿岸漁業が主で、沖ノ島・白島付近を主な漁場としています。漁業協同組合では水産物を獲るだけでなく、育てる漁業にも取り組んでいます。
- ③ 漁業経営の所得向上をめざし、^{さわら}鱭の高鮮度処理による付加価値向上や加工品の開発などの取り組みが行われています。
- ④ 漁港基盤整備には多大な経費がかかることから、既存施設の長寿命化やライフサイクルコスト*の縮減化を図ることが重要です。
- ⑤ 水産物の供給基盤として、柏原漁港の基盤整備をはじめ「水産物供給基盤機能保全事業（機能保全計画）」に基づき、計画的に整備を進める必要があります。

(2) 基本方向

漁業経営の安定化のため、新たな商品開発や漁場整備を進めるとともに、活力ある漁業を推進するため、漁港基盤などの整備に計画的に取り組みます。

(3) 主要施策

1) 漁業経営の安定化

- ① 新たな商品開発や販路拡大、地産地消などの取り組みにより、漁業経営の安定化を図ります。
- ② 優良な漁場を確保するため、藻場の適正な維持管理を行い、育てる漁業を支援します。

2) 漁港基盤の整備

- ① 「水産物供給基盤機能保全事業（機能保全計画）」に基づき、漁港基盤の整備に計画的に取り組みます。
- ② 柏原漁港西方の荒波対策について、関係機関と協議をしながら検討を進めます。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	磯漁の1人あたりの漁獲量	令和元年度	602 kg	630 kg (5年平均)
2	機能保全計画における施設整備の進捗率	令和元年度	50.0%	100.0%

第3節 商工業

(1) 現状と課題

- ① 商工業は地域経済の担い手であるだけでなく、住民の生活利便の機能や地域コミュニティの核としての役割を果たし、地域の発展には欠かせません。芦屋町では近隣市町への大型店舗進出による売上げ不振や後継者不足など商工業の経営は厳しい状況にあります。
- ② 芦屋町では商工会などと連携して、商業者への支援や地域振興券の発行、企業誘致などにより商工業の振興に取り組んでいます。
- ③ 官民一体となったワンストップの創業支援体制を整備するため、遠賀郡内4町と各商工会、金融機関とともに設置したおんが創業支援協議会において、起業・創業促進に取り組んでいます。
- ④ 平成26年より商工会で芦屋の地域産品を活用した特産品開発事業に取り組んでいます。商工会をはじめ、関係機関と連携し、芦屋町の特産品などの商品価値を高める取り組みを推進し、地域産業の活性化を図る必要があります。

(2) 基本方向

商工会との連携をはじめ、各種制度による事業者支援を行うとともに、地域産品を活用した特産品開発などにより、商工業の活性化を促進し、地域経済の活性化に取り組みます。

(3) 主要施策

1) 商工業の振興

- ① 商工会との連携や地域振興券発行などにより、商工業の活性化に取り組みます。
- ② 創業等促進支援事業補助金や空き店舗活用事業補助金などを活用した、中心市街地の活性化や空き店舗対策、起業の促進、企業誘致に取り組みます。
- ③ 官民一体となったおんが創業支援協議会を有効活用し、遠賀郡各町と連携した起業の促進に取り組みます。
- ④ 芦屋の地域産品を活用した特産品開発やメニュー開発、農商工等連携事業*などを推進するとともに、開発された特産品などをブランド認定するブランド認定制度を活用し、地域産業の活性化を図ります。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	空き店舗等補助金の交付件数	令和元年度	1件	3件 (5年平均)
	創業促進支援補助金の交付件数	令和元年度	0件	2件 (5年平均)
	ブランド認定件数	令和元年度	0件	5件 (5年平均)

第4節 観光

(1) 現状と課題

- ① 芦屋町は響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源を有しています。これら豊富な資源を活かしていくため、「芦屋町観光基本構想」を策定し、これに基づく施策展開を進めています。
- ② 地域経済の活性化を図るため、芦屋町の美しい自然を利用した観光公園やその周辺の整備や維持管理に努める必要があります。
- ③ 「芦屋海浜公園」については、健康遊具の設置や大型コンビネーション遊具の整備をはじめ、四季折々の花が楽しめる植栽化などを行ってきました。今後は変化する利用者ニーズに対応した公園の整備などに取り組む必要があります。
- ④ 「芦屋海浜公園レジャープールアクアシアン」は、海水浴場と往来のできるプールとして近隣にない優位性を活かし、毎年多くの来場者を迎えています。施設や設備の老朽化が進行しています。
- ⑤ 「夏井ヶ浜はまゆう公園」がNPO法人地域活性化支援センターの主催する「恋人の聖地」に認定され、福岡県では、福岡タワー・門司港レトロに続く3番目の恋人の聖地となりました。今後は「恋人の聖地プロジェクト」の効果的な活用などソフト面の取り組みに努めつつ、美しい自然を活かした観光資源の整備を進めることが重要です。
- ⑥ 「魚見公園」や「城山公園」については、維持管理に留まっており、整備について検討していく必要があります。
- ⑦ 「国民宿舎マリンテラスあしや」は、観光拠点としてこれまで計画的に施設の改修を進めてきましたが、社会情勢の変化に伴い近年稼働率や利用者は減少傾向にあります。
- ⑧ 近年外国人観光客が増加しており、外国人観光客の集客に向けた取り組みが重要です。
- ⑨ 芦屋町ではさまざまなイベントが開催されています。中でも大正時代から続く「あしや花火大会」や、福岡県内で唯一の砂の彫刻展である、「あしや砂像展」は、オンリーワンのイベントとして開催しています。このほか芦屋基地航空祭には数万人の来場があるなど、地域イベントから観光イベントまでさまざまなイベントが開催され、その度に多くの方が来町されています。しかしイベントで来町した人々が町内を巡る仕掛けや、滞留時間を長くする取り組みには至っていません。

- ⑩ 着地型観光^{*}の推進を広域連携により取り組んでいます。今後も新たな魅力の発掘とともに、他市町との連携による交流人口増の戦略が重要です。
- ⑪ 芦屋町では魅力的なイベントが多いものの、情報発信が十分にできていないため、SNSなどを活用した情報発信を体系的に行うことが課題となっています。
- ⑫ 芦屋港は、取扱貨物量の県内シェアが 0.07%と物流港として十分に活用されていません。また、海を活かした観光まちづくりを推進する芦屋町にとって、芦屋港の活用は観光拠点の効果が期待できます。このため、芦屋港の周辺機能と一体的な空間を形成し、海の玄関口として拠点化することが重要です。
- ⑬ 芦屋港は、国土交通省より、「釣り文化振興促進モデル港」に指定されています。今後は海釣り施設の整備にむけて、漁業従事者との共存共栄をはかるために釣り客のマナー向上など、関係者と連携した取り組みを進めていく必要があります。
- ⑭ 芦屋町は、福岡県が推進する「サイクル&トレイル福岡」のルートの基点となっており、広域的な観光拠点としての取り組みを進めていく必要があります。

(2) 基本方向

芦屋町の持つ豊富な資源を有効に活用するとともに、関係機関・団体との連携や芦屋港のレジャー港化に向けた整備推進などにより、交流人口や関係人口の増加に取り組み、地域経済の活性化を図ります。

(3) 主要施策

1) 観光資源の整備と活用

- ① 「海浜公園」や「夏井ヶ浜はまゆう公園」などの美しい自然を活かした観光資源の整備に取り組めます。
- ② 「芦屋海浜公園施設長寿命化計画」に基づき、海浜公園やレジャープールの計画的な改修を行います。
- ③ 「国民宿舎マリンテラスあしや長寿命化計画」に基づき、観光拠点である国民宿舎マリンテラスあしやの計画的な改修を行うとともに、稼働率向の向上や利用者の増加に取り組めます。
- ④ 外国人観光客が町内を周遊しやすいように、案内看板やパンフレットに外国語表記を追記するなど、インバウンド対策を推進します。

2) 地域資源を活かした観光の推進

- ① 「芦屋町観光基本構想」に基づき、住民や関係団体・事業者などとの連携・協働による観光を推進するとともに、地域おこし協力隊^{*}や外部人材の活用により、観光振興に係る人材の育成に努めます。
- ② 花火大会やあしや砂像展では、実行委員会組織による住民参加型の運営を継続するとともに、来町者へのおもてなしの向上や町内周遊性の確保による滞在時間の延長を図ります。
- ③ 広域連携による着地型観光の実施や観光ルート化を推進するとともに、積極的な町のプロモーション活動の展開により、交流人口の増加を図ります。

3) 芦屋港の活性化の推進

- ① 「芦屋港活性化基本計画」に基づき、観光レジャーの拠点として、海浜公園との一体的な空間形成を図り、芦屋港のレジャー港化を計画的に推進します。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	【コミュニティ活動状況調査】 「観光の振興」に関する満足度 の構成比	令和元年度	56.9%	60.9%
	マリンテラスあしや客室稼働率	令和元年度	52.7%	66.7%
2	プロモーションの件数	令和元年度	6件	10件 (5年平均)
	観光入込客数	令和元年度	609,000人	769,000人
3	芦屋港における年間来訪者数	令和元年度	0人	150,000人

第1節 生活環境

(1) 現状と課題

- ① 芦屋町には、豊かな自然が多く残されています。良好な自然環境保全のためには、住民、事業所、行政などそれぞれの取り組みの積み重ねが重要です。
- ② 温室効果ガス排出量については、「芦屋町地球温暖化対策実行計画」を策定し、公共施設における温室効果ガス排出抑制に取り組んでいます。
- ③ 環境美化活動として、美化巡視員による不法投棄防止のための町内巡視や、地域、河川、海岸の一斉清掃やボランティア団体などの清掃活動に対して支援を行っています。今後も環境美化活動の支援充実や啓発を図っていくことが重要です。
- ④ 航空機騒音、不法係留船、遠賀川などから流出するごみの問題の解決に向け、関係機関への要望や協議を引き続き行っていく必要があります。
- ⑤ ごみの減量化・資源化などに取り組んできましたが、今後も資源物集団回収奨励金やコンポスト容器購入助成などによる取り組みを推進するとともに、周知や啓発を行っていく必要があります。

(2) 基本方向

環境保全のための啓発や活動への支援、地域や河川、海岸などの環境美化を進めるとともに、循環型社会の形成のため、ごみの資源化や減量化、省資源・省エネルギー化などに取り組みます。

(3) 主要施策

1) 環境の保全と美化

- ① 「芦屋町地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス削減に取り組みます。
- ② 環境美化のため、不法投棄防止活動や啓発活動、地域住民による河川敷や海岸地域、町内居住区域の清掃に取り組みます。
- ③ 遠賀川などから流出するごみ対策や不法係留船対策について、関係機関に働きかけます。
- ④ 快適な住環境を確保するため、航空機騒音対策について、基地対策協議会を通じて、関係機関に働きかけます。

2) 循環型社会の推進

- ① ごみ減量化・資源化を一層推進するため、生ごみ処理容器等購入補助金や資源物回収活動奨励金の活用を図るとともに、資源物拠点回収、エコバッグの携帯などの取り組みを推進します。
- ② ごみの減量化・資源化に関する住民啓発に取り組みます。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	公共施設温室効果ガス排出量 (年間)	令和元年度	2,012,729kg	1,861,774kg
2	住民1人あたりのごみ排出量(1 日)	令和元年度	784g	655g

第2節 公園・緑地

(1) 現状と課題

- ① 住民が日常的に憩い、活動し、交流する公園の整備は必要です。これまで中央公園のリニューアルを平成29年度に完了するなど公園施設の維持・管理を進めてきましたが、供用開始から数十年を経過した公園も多くなり、遊具などが老朽化しています。
- ② 近年、松くい虫による保安林の被害は減少傾向にありますが、依然として松枯れが発生しており、今後も保安林の機能維持に取り組んでいく必要があります。
- ③ 福岡県が主体となって里浜づくり事業が実施されており、植樹後の松林の維持管理について、福岡県と協議を進めながら取り組んでいく必要があります。
- ④ 緑化活動の推進については、花ボランティア事業、花苗配布などを実施し、住民の緑化意識の向上に努めています。

(2) 基本方向

松などの緑地の保全や育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、住民に身近な公園の整備に取り組みます。

(3) 主要施策

1) 身近な公園の充実

- ① 住民との協働により、安全で安心な街区公園*などの整備を計画的に実施します。

2) 緑地の保全と育成

- ① 保安林などの松の保全に取り組みます。
- ② 福岡県との役割分担により、里浜づくり事業による松の生育保全を行います。
- ③ 街並みの美しさを創り出すため、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、緑地の適正管理に取り組みます。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	【コミュニティ活動状況調査】 「公園や緑地」に関する満足度 の構成比	令和元年度	76.17%	79.2%
2	花ボランティア活動への参加者 数	平成27～令和 元年度までの 5年間の平均	83人	92人 (5年平均)

第3節 土地利用・住宅

(1) 現状と課題

- ① 芦屋町の行政面積のうち、航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の3分の1を占めていることから、実質の行政面積は限られたものとなっており、町土の有効利用は重要な課題となっています。
- ② 平成29年度に改訂した「芦屋町都市計画マスタープラン（*6）」に基づき、都市をとりまく状況変化に即応し、都市づくりや土地利用に取り組んでいく必要があります。
- ③ 活用予定のない町有地については順次積極的な売却を進めていく必要があります。
- ④ 芦屋中央病院移転後の跡地の活用方法について、民間活力の活用を含めた検討を進める必要があります。
- ⑤ 「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した町営住宅の改修や町営住宅の効率的な維持・改修を計画的に進めていくとともに、老朽化している住棟については、安全面の観点からも入居者の移転を促進していく必要があります。
- ⑥ 空家対策として、芦屋町老朽危険等解体補助金や中古住宅解体後の新築住宅建築補助金制度、芦屋町空家バンクを活用した空家戸数の削減に取り組んでいます。毎年、さまざまな理由で空家が発生しており、その実態の把握と、空家削減のための仕組みづくりの必要があります。
- ⑦ 移住・定住化の取り組みを推進してきているものの、十分な周知が図れているとはいえません。限られた土地の中で有効な定住促進を図るための取り組みや情報発信の必要があります。
- ⑧ 芦屋町の地域特性や魅力を活かした移住・定住施策について、県内外の関係機関と連携し積極的に取り組んでいく必要があります。

(2) 基本方向

芦屋中央病院跡地などの町有地の有効利用をはじめ、町営住宅の管理戸数の適正化、空家などの対策を進めるとともに、芦屋町の特性を活かした定住施策に積極的に取り組みます。

(3) 主要施策

1) 地域特性を活かした土地利用

- ① 「芦屋町都市計画マスタープラン」に基づき、持続可能な都市づくりや地域特性を活かした土地利用を行います。
- ② 活用予定のない町有地については、民間などに売却し有効利用を図ります。
- ③ 芦屋中央病院移転後の跡地利用について、検討を進めます。

2) 良好な住宅の形成

- ① 「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、管理戸数の適正化と町営住宅などの長寿命化に取り組みます。
- ② 「芦屋町空家等対策計画」に基づき、空家の現状把握や各種補助制度を活用した除却、空家バンクによる有効活用などにより、空家の適正管理に取り組みます。

3) 移住・定住施策の推進

- ① 芦屋町独自の各種助成制度を活用し、子育て世帯などを中心とした移住・定住促進に取り組みます。
- ② 県内外の関係機関と連携し、芦屋町の地域特性や魅力を活かした移住・定住促進に取り組みます。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	町有地などの有効活用件数	令和元年度	0件	3件
2	老朽危険家屋等解体補助金交付件数	令和元年度	11件	55件(累計)
	空家・空地バンク新規登録件数	令和元年度	3件	15件(累計)
3	定住促進奨励金交付件数(新規分)	令和元年度	33件	185件(累計)

第4節 道路・交通

(1) 現状と課題

- ① 交通利便性や生活利便性の向上を図るため、「個別施設計画（舗装）」に基づき町が管理する道路の整備を進めています。今後も、路面や道路施設の劣化状況を調査し、計画的な維持管理や道路整備の必要があります。
- ② 橋梁については、「個別施設計画（橋梁）」に基づき改修を行っています。今後は予防保全に努め、橋梁を健全な状態で維持管理していく必要があります。
- ③ 福岡県により、西祇園橋の架け替え工事が進められています。今後は、町の玄関口にふさわしい景観に配慮した橋となるよう、グレードアップ工事について、福岡県と協議する必要があります。
- ④ 利用者によりわかりやすい道路網を整理する目的で、町道と国・県道の振り替え事業を推進しています。未実施箇所については事業の早期完了に向けて協議を進める必要があります。
- ⑤ 芦屋タウンバスは、平成17年3月末の民間事業者によるバス路線廃止以降、住民の交通手段として運行を開始し、現在、平日に67便を運行し利用者も年間延べ約10万人に及んでいます。利用者は増加傾向にありますが、今後も利用者ニーズに対応していくため運行体系の検討や見直しが重要です。
- ⑥ 北九州市営バスは、利用者が減少傾向にあり、路線や便数の確保が課題となっています。このため、「公共交通ネットワークの確保維持に関する協定書」を北九州市交通局と締結しました。
- ⑦ 芦屋タウンバスや北九州市営バスによるJR各駅までの交通機関のほかに、生活利便性の向上のため芦屋巡回バスのあり方について、継続して検討していく必要があります。
- ⑧ 安全なバスの運行や利便性の向上のため、バス車両の更新やバス停の整備を計画的に進めていく必要があります。

(2) 基本方向

交通や生活の利便性向上のため、町道や橋梁について計画的に整備を実施し、各施設の長寿命化に取り組みます。また、公共交通の維持・確保を図るとともに、芦屋町や広域での公共交通のあり方を検討します。

(3) 主要施策

1) 道路の整備促進

- ① 道路施設については、「個別施設計画（舗装）」や各施設の点検結果を踏まえ、計画的な整備を行います。
- ② 橋梁については、「個別施設計画（橋梁）」に基づき、定期点検の実施とその結果を踏まえ、予防保全を目的とした改修を実施します。
- ③ 町道と国道・県道の振り替えを進めます。
- ④ 西祇園橋のグレードアップについて関係機関と協議を進めます。

2) 公共交通機関の充実

- ① 生活利便性の向上のため、「地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交通の確保・維持を図るとともに、町の実情に応じた公共交通施策を展開します。
- ② 公共交通ネットワークの確保維持に関する協定書に基づき、芦屋町に乗り入れる北九州市営バスの路線や便数の確保・維持に努めます。
- ③ 福岡県の地方創生市町村圏域会議における近隣市町村の公共交通の情報を活用し、芦屋町や広域での公共交通のあり方を検討します。
- ④ バス停や駐輪場の整備、バス車両の更新などを計画的に進めます。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	整備路線数	令和元年度	0 路線	12 路線 (累計)
2	芦屋タウンバス利用者数	令和元年度	110,007 人	120,000 人
	【コミュニティ活動状況調査】 「公共交通機関の利便性」に関する満足度の構成比	令和元年度	27.2%	30.0%

第5節 上水道・下水道

(1) 現状と課題

- ① 芦屋町の上水道事業については、平成 19 年度に北九州市水道局と事業統合し、安全な上水が安定的に供給されています。
- ② 芦屋町の公共下水道事業は、平成 12 年度に町全域の整備が完了しており、普及率は 99.9% となっています。また、下水道施設の計画的な点検・調査や修繕・改築更新、長寿命化を行っています。今後も効率的・計画的に事業を実施し、下水道の機能を長期的に維持していく必要があります。
- ③ 公共下水道事業については、経営の合理化に努めていますが、人口の減少、節水意識の高まりや節水機器の普及などにより、下水道使用料収入は減少傾向にあり、下水道使用料収入の増加は期待できません。一方で、施設老朽化に伴う大量更新期の到来も控えており、経営環境は厳しさを増しています。

(2) 基本方向

下水道管渠や浄化センターなどの施設を適切に維持管理し、長寿命化に取り組むとともに、下水道事業の安定化のため、中長期的な経営改善策について検討します。

(3) 主要施策

1) 公共下水道の管理運営

① 「ストックマネジメント計画」に基づき、浄化センターや各ポンプ場、管渠の長寿命化に取り組むとともに、修繕や改築更新を計画的に行います。

② 下水道事業の中長期的な経営安定化を図るため、広域化・共同化も含め検討します。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	【コミュニティ活動状況調査】 「下水道」に関する満足度の構成比	令和元年度	84.7%	89.7%

第1節 生涯学習

(1) 現状と課題

- ① 住民一人ひとりが、心豊かで生きがいのある人生を送ることができるよう「芦屋町教育大綱」に基づき、生涯学習の取り組みを行っています。
- ② 中央公民館内にある図書館は、蔵書の充実や読み聞かせなど各種企画事業に取り組んでいます。今後も住民の読書活動推進を図る必要があります。
- ③ 社会教育施設については、これまで計画的な改修を実施してきましたが、老朽化している公民館施設などを改修する必要があります。
- ④ 生涯スポーツを推進するためスポーツ推進委員会を中心にさまざまな事業を実施していますが、参加者が減少傾向にあり、ニーズにあった事業展開が課題となっています。
- ⑤ 競技スポーツについては、スポーツ振興の観点から、関係団体と連携した支援を行っています。
- ⑥ 平成30年度に総合体育館の改修を行いました。その他の社会体育施設については、老朽化が進んでいます。

(2) 基本方向

「芦屋町教育大綱」に基づき、生涯学習の総合的な推進や生涯スポーツの推進に取り組むとともに、社会教育施設の適切な維持管理を行います。

(3) 主要施策

1) 社会教育の推進

- ① 社会教育や公民館活動などの学習機会の拡充に取り組むとともに、関係各課との連携により住民が学んだ知識を活かすことができる環境づくりを行います。
- ② 図書館事業の充実を図るとともに、図書館と幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校の連携を行います。
- ③ 社会教育施設については、「生涯学習施設個別施設計画」に基づき、計画的な改修を行います。

2) 生涯スポーツの充実

- ① スポーツ推進委員や関係団体との連携やスポーツ活動団体の支援などにより、住民の健康増進につながる生涯スポーツを推進し、誰もが気軽にスポーツを行うことができる機会の創出に取り組みます。
- ② 関係団体と連携して、競技スポーツへの支援を実施し、競技力の向上、指導者の育成に取り組みます。
- ③ 社会体育施設については、「生涯学習施設個別施設計画」に基づき、安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理を行います。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	【コミュニティ活動状況調査】 「生涯学習の充実」に関する満足度の構成比	令和元年度	68.3%	68.8%
	【コミュニティ活動状況調査】 「公民館などの社会教育施設の充実」に関する満足度の構成比	令和元年度	68.8%	69.8%
2	生涯スポーツ事業の参加者数	令和元年度	871人	1,000人
	社会体育施設の利用者数	令和元年度	135,080人	140,000人

第2節 人権

(1) 現状と課題

- ① 住民一人ひとりが、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権問題を自らの課題として捉え、あらゆる差別や人権侵害の撤廃をめざし、人権が尊重される社会を実現することが重要です。
- ② 芦屋町では「お互いに尊重される地域（まち）づくり」をスローガンにかかげ、人権講演会や人権まつりの開催、人権カレンダーや人権冊子の全戸配布、広報紙を通じた定期的な啓発活動、各種相談、学校教育や社会教育の場における人権教育を行っています。また、平成25年には「芦屋町人権教育・啓発基本計画」を策定し、現在はこれに基づき関係機関が一体となり取り組んでいます。今後とも、これらの取り組みについて充実を図っていくこと、さらには、あらゆる場と機会を捉えて人権教育・啓発の推進を図ることが重要です。
- ③ 人権まつりは特色ある取り組みとして継続してきました。今後も内容の充実や改善を図り、推進していく必要があります。
- ④ 男女共同参画社会の実現をめざし、「芦屋町男女共同参画推進プラン」を推進していますが、さらなる施策の充実や意識啓発に努めていく必要があります。

(2) 基本方向

基本的人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題や男女共同参画などに関する教育や啓発などに取り組みます。

(3) 主要施策

1) 人権の尊重

- ① 基本的人権が保障された差別のない明るい社会の実現に向け、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に対する啓発に取り組みます。
- ② 芦屋町人権・同和教育研究協議会や芦屋町学校人権・同和教育研究協議会と連携し、人権教育や人権啓発に取り組みます。
- ③ 「芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権まつりなど人権教育・人権啓発の取り組みについて、PDCAサイクルにより効果的かつ有効な事業を推進します。

2) 男女共同参画の推進

- ① すべての個人が性別にかかわらず、お互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。
- ② 「芦屋町男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画についての意識づくり、社会環境づくりに取り組みます。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	【コミュニティ活動状況調査】 「人権教育の推進」に関する満足度の構成比	令和元年度	67.0%	69.0%
	人権まつりと人権講演会の参加者数(合計)	令和元年度	878人	900人
2	【コミュニティ活動状況調査】 「男女共同参画の推進」に関する満足度の構成比	令和元年度	50.5%	55.5%

第3節 歴史・文化

(1) 現状と課題

- ① 芦屋町は、多くの歴史遺産や独自の伝統文化を有しています。これらの豊富な文化財の保護と併せて、これらを観光資源として地域振興に活用する取り組みが重要です。
- ② 町内にある有形・無形の魅力ある文化財の維持管理や、これらの積極的な情報発信が課題となっています。
- ③ 「芦屋歴史の里」では、特別展や伝統文化体験講座などを実施しています。入館者数は企画展の内容により大きく影響されることから、話題性の高い企画展を開催するなどの工夫の必要があります。
- ④ 「第2次芦屋釜の里振興計画」に基づき、町内外への芦屋釜の周知や観光資源として活用する取り組みが重要です。
- ⑤ 芦屋釜の復興の取り組みとして、鋳物師の養成や独立支援を行い、2名の鋳物師が独立しています。今後も、芦屋釜をはじめとする芦屋鋳物の技術継承に向けた取り組みを進める必要があります。また、芦屋鋳物が新たな芦屋町の産業となるよう、独立した鋳物師への支援の必要があります。
- ⑥ 文化芸術活動については、文化協会などの文化・芸術に関する各種団体と連携し、文化祭などさまざまな活動を実施しています。今後も、文化意識の向上を図っていく必要があります。
- ⑦ 文化・芸術活動の一つの拠点である「ギャラリーあしや」は、企画展やワークショップの充実とともに、公民館事業や図書館との連携などに取り組んでいく必要があります。

(2) 基本方向

豊富な文化遺産を次世代に継承するため、文化財の適切な保護や管理に取り組むとともに、「第2次芦屋釜の里振興計画」に基づき、オンリーワンの地域資源である芦屋釜の活用や芦屋鋳物の産業化を目指します。また、住民の文化芸術活動の充実や文化意識の向上に取り組むとともに、住民が文化芸術に触れる機会を拡充します。

(3) 主要施策

1) 文化財の保護と活用

- ① 豊富な文化遺産を次世代に継承するため、文化財保護意識の高揚を図ります。
- ② 文化財の適切な維持管理に努めるとともに、地域の歴史・文化の魅力を積極的に情報発信

します。

- ③ 芦屋歴史の里事業の充実を図り、芦屋町の歴史・文化を活かした地域振興に取り組みます。

2) 芦屋釜の振興

- ① 芦屋町の誇りである芦屋釜を町内外に広く周知し、オンリーワンの地域資源として活用します。
- ② 芦屋釜の里の行う事業の充実を図り、地域文化振興に取り組むとともに、観光資源としての魅力向上を図ります。
- ③ 鋳物師への支援を行い、芦屋釜の復興を進めるとともに、芦屋鋳物の産業化をめざします。
- ④ 芦屋釜の里については、「生涯学習施設個別施設計画」に基づき、適切な維持管理を行います。

3) 文化・芸術活動の充実

- ① 文化や芸術に関する団体などと連携し、住民の文化芸術活動の充実や文化意識の向上に取り組めます。
- ② ギャラリーあしや事業の充実を図り、住民の文化芸術に触れる機会を提供します。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	芦屋歴史の里入館者数（無料入館者含む）	令和元年度	3,777人	5,000人
2	芦屋釜の里入園者数（無料入園者含む）	令和元年度	16,446人	20,000人
3	【コミュニティ活動状況調査】 「歴史・文化の振興」に関する満足度の構成比	令和元年度	69.7%	72.2%

第4節 国際交流

(1) 現状と課題

- ① 社会経済活動のグローバル化が進む中、外国の文化に対する理解を深め、尊重し合う取り組みが課題となっています。
- ② 国際感覚の醸成や異文化理解のため、中学生を対象とした海外ホームステイ事業を実施しています。
- ③ 住民が異文化に触れる機会の充実を図るため、国際交流協会の支援を行っています。

2) 基本方向

グローバルな視野を持った多くの人材を育成に取り組みます。また、国際交流協会を通じた住民の国際交流活動を促進します。

(3) 主要施策

1) 国際交流の推進

- ① 中学生の海外ホームステイ事業を行い、国際的な感覚や異文化への関心を高めるなど、グローバルな視野を持って行動できる人材を育成します。
- ② 国際交流協会への支援事業を中心として、身近に住む外国人との交流を通じた国際社会や多文化への理解を促します。

(4) 数値目標

主要 施策	指標	現状値		目標値 (令和7年度)
		基準年度	数値	
1	【コミュニティ活動状況調査】 「国際交流の推進」に関する満足度の構成比	令和元年度	68.9%	69.9%

(1) 現状と課題

- ① 本町は地方税が歳入全体の 20%未満と他自治体と比較すると少ない状況にあります。これを補う町独自の財源としてモーターボート競走事業があり、現在は経営努力の結果、一定の事業収入を得ています。しかし、公共の施設の整備に伴う財源は地方債を活用しており、経常収支比率などの財政指標は高い水準にあります。今後も施設整備に伴う地方債の活用が継続して見込まれるため、自主財源の確保に取り組むとともに、計画的で重点的な配分を行い、安定的かつ効率的な行財政運営を続けていく必要があります。
- ② 少子高齢化や町財政の見通しを踏まえ、公共施設などの安全性やサービスの向上、中長期的な視点による効率的かつ効果的な整備や維持管理を行うことを目的とした「公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定しました。
- ③ モーターボート競走事業については、電話投票の推進など、売上向上に積極的に取り組んできました。このような経営努力の結果、一定の事業収益を確保することができ、一般会計への繰り入れなど芦屋町の財政運営に大きく寄与しています。
- ④ 町職員の若年化に伴い豊富な知識や経験を有する職員が不足している状況です。このため、さまざまなアプローチから、職員の資質向上や能力開発に取り組む必要があります。
- ⑤ 行政運営においては、組織の効率的な運営とともに横の連携が重要です。また、地方創生など、地域の特徴を活かした独自の取り組みが求められており、これらに対応できる組織づくりが課題となっています。
- ⑥ 深刻な少子高齢化にともなって働き手が減少し、現在のような行政サービスが提供できなくなる懸念されています。このため、行政手続きに関する定型的な業務の自動化など、人手不足を解決するためにテクノロジーを活用するといった取り組みを検討していく必要があります。
- ⑦ 一般廃棄物処理、消防、火葬施設の運営などを実施している遠賀・中間地域広域行政事務組合については、効率的な運営について、関係市町と共同で提言を行う必要があります。
- ⑧ 北九州市との連携中枢都市圏構想をはじめ、効果的かつ効率的な行政サービスの提供と行政運営が図れるよう、広域連携を推進していく必要があります。
- ⑨ 近隣にある大学とさまざまな分野で連携を行うことにより、大学の知見やノウハウ、学生の若いパワーを活かした事業の推進や町民との交流による地域づくりを図る必要があります。

(2) 主要施策

1) 健全で持続可能な行財政運営を行います

- ① 健全な行財政運営のため、最小の経費で最大の効果をあげられるよう選択と集中により、効果的で効率的な事業推進に取り組みます。
- ② 自主財源の確保に努めるとともに、各種使用料などの見直しを行います。
- ③ 「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の適正配置を推進するとともに、計画的な維持管理・修繕・更新などに取り組みます。

2) モーターボート競走事業の売上向上を進めます

- ① 電話投票をはじめとした広域発売の売上向上を図るため、SNSなどのインターネットを活用した宣伝広告を展開します。
- ② 来場者の増加を図るため、ボートレース場施設を有効活用し、幅広い層の来場を促進する施策を展開します。

3) 職員の育成や資質向上を図ります

- ① 職員一人ひとりが意欲を持ってその能力を発揮できるよう人事評価制度の見直しを進めるとともに、計画的な研修や自治区担当職員制度の活用などにより、職員の資質の向上や能力開発に取り組みます。

4) 柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします

- ① P D C Aサイクルによる目標管理制度の運用により、効率的かつ効果的な組織づくりに取り組みます。
- ② 情報共有と各課間の連携を図るとともに、効果的かつ柔軟に対応できる組織運営を行います。
- ③ 事務の電算化や新たな仕組みづくりにより事務の効率化を図ります。また、A IやR P Aの活用を検討します。

5) 広域連携を推進します

- ① 遠賀・中間地域広域行政事務組合の効率的な運営について、構成市町とともに提言します。
- ② 行政事務や電算システムの共同利用に取り組みます。
- ③ 「北九州都市圏域連携中枢都市圏」による行政サービスの広域連携に取り組みます。

- ④ 大学やさまざまな機関などとの連携やネットワーク強化に取り組みます。